

職員の給与の減額を免除することのできる場合の取扱規則

(昭和 52 年 3 月 31 日)
(財世保規則第 3 号 2)

(目 的)

第 1 条 この規則は、公益財団法人世田谷区保健センター職員給与規程（昭和 52 年 3 月 31 日財世保規程第 4 号）第 23 条の規定に基づき、職員の給与の減額の免除に関し必要な事項を定めることを目的とする。

一部改正〔平成 10 年規則 3 号〕

(減額の免除)

第 2 条 理事長は、職員が公益財団法人世田谷区保健センター職員就業規程（昭和 52 年 7 月 19 日財世保規程第 6 号）第 30 条に定める勤務時間に勤務しない場合において、勤務しないことにつき、給与の減額の免除を申請したときは、別表に定めるところに従い、これを承認することができる。

一部改正〔平成 10 年規則 3 号〕

(減額免除の申請)

第 3 条 前条の規定に基づく理事長の承認は、別記様式による給与減額免除申請書に基づき行われなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、理事長は、別表第 1 号から第 6 号までの各号の一に定める事由に係る承認については、理事長の定める手続きをもって、前項の手続きにかえることができる。

追加〔平成 3 年規則 5 号〕 一部改正〔平成 10 年規則 3 号〕

付 則

この規則は、昭和 52 年 3 月 31 日から施行し、昭和 51 年 12 月 1 日から適用する。

付 則 (昭和 3 年 3 月 30 日規則第 5 号)

この規則は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 10 年 3 月 31 日規則第 3 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

(委 任)

2 この規則の施行に関し必要な事項は、世田谷区の例に準拠して理事長が定める。

附 則（平成 22 年 12 月 1 日規則第 9 号）

この規則は、平成 23 年 2 月 1 日から施行する。

別表（第 2 条） 一部改正〔平成 3 年規則第 5 号・10 年 3 号〕

原 因	承認を与える日又は時間
1 研修を受ける場合	計画の実施に伴い必要と認める期間 (職員の職務に専念する義務の免除に関する規則)
2 職員の厚生に関する計画の実施に参加する場合	上に同じ (上に同じ)
3 国又は地方公共団体その他の公共団体若しくはその職務と関連を有する公益に関する団体の事業又は事務に従事する場合	そのつど必要と認める時間 (上に同じ)
4 職員が財団又は財団の機関以外のものの主催する講演会等において業務又は学術等に関し講演等を行う場合	上に同じ (上に同じ)
5 職務上の教養に資する講演会等を聴講する場合	上に同じ (上に同じ)
6 職務の遂行上必要な資格試験を受験する場合	上に同じ (上に同じ)
7 その他特別な事由のある場合	理事長が承認した期間又は時間 (上に同じ)

別記様式(第3条)

給与減額免除申請書

年 月 日 提出

理 事 長 殿	所 属				
職	氏 名	㊟			
<p>職員給与規程第23条第1項の規定により、給与の減額の免除を承認されるよう、次のとおり申請します。</p>					
給与の減額免除の承認を得ようとする日時及び理由					
日 時		理 由			
月 日から 月 日まで 日間 月 日 時 分から 時 分まで 時間 分					
職員給与規程第23条第1項及び職員の給与の減額を免除することのできる場合の取扱規則別表第 号の規定に基づき給与の減額の免除を承認する。 年 月 日 職氏名		年 月 日受理			
		取 扱 者 等 認 印			
		給与担当	課 長	係 長	係 員
		所 属	課 長	係 長	